

A scenic view of a river in Tokyo, likely the Arakawa River, with autumn foliage in shades of red and orange lining the banks. In the background, modern city buildings are visible under a clear blue sky. The water reflects the surrounding scenery.

第5章 計画の効果的な 推進に向けて

5.1 環境保全に関する取組の進行管理

計画に掲げた環境保全施策及び重点プロジェクトについては、毎年、実施状況を調査し、進捗状況を把握しています。継続的な改善を図るために、引き続き、PDCA サイクル（Plan＝計画、Do＝運用、Check＝点検、Action＝見直し）による進行管理を行います。

5.2 指標の体系化

前回の計画では施策の達成状況を把握するため、計 17 の指標を設定し、計画の進行管理を行ってきました。しかし、進行管理を進める中で、データが入手しにくい、環境の状態がよかったのかどうか判断しにくいなど、いくつかの課題が見えてきました。

そこで、施策の見直しに合わせて、指標の見直しを行いました。

指標設定の基本的考え方

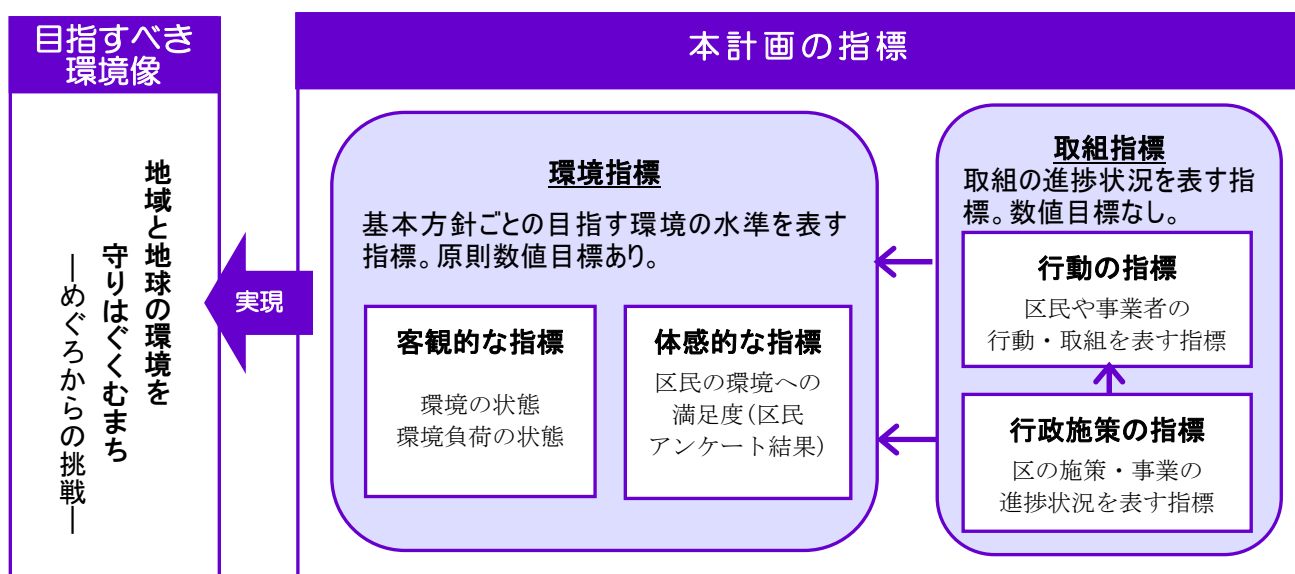
計画の進行管理を適切に行うには、達成度を評価する指標の設定が重要であり、大気や水質等の測定結果やごみ量、温室効果ガス排出量等、客観的に環境の状態や負荷の大きさを表すものを指標とするのが一般的です。しかし、環境保全の取組は、その効果が数値として現れるまでに長期間を要したり、客観的な環境データと区民感覚が必ずしも一致しない場合もあります。

そこで本計画では、区内の環境が目指す水準に近づいているかどうかを示す「環境指標」を定めました。環境指標では、環境の状態や負荷を表す従来の「客観的な指標」に加え、アンケート等により区民の環境に対する満足度を表す「体感的な指標」を導入しました。環境指標には原則として数値目標を設定し、この達成状況を毎年点検していきます。

また、計画の進行管理では、個々の主体の取組や個別事業の進捗状況を評価することも重要です。そこで、行政や区民等の取組を表す「取組指標」を定めました。取組指標には、計画としての数値目標は定めませんが、毎年その進捗を点検していきます。

これらの指標の導入により、あらゆる主体に共通した目標をわかりやすく示すとともに、数値目標の設定が困難な場合も、計画の進行管理、評価を効率的に実施することが期待できます。

各指標の関連イメージ

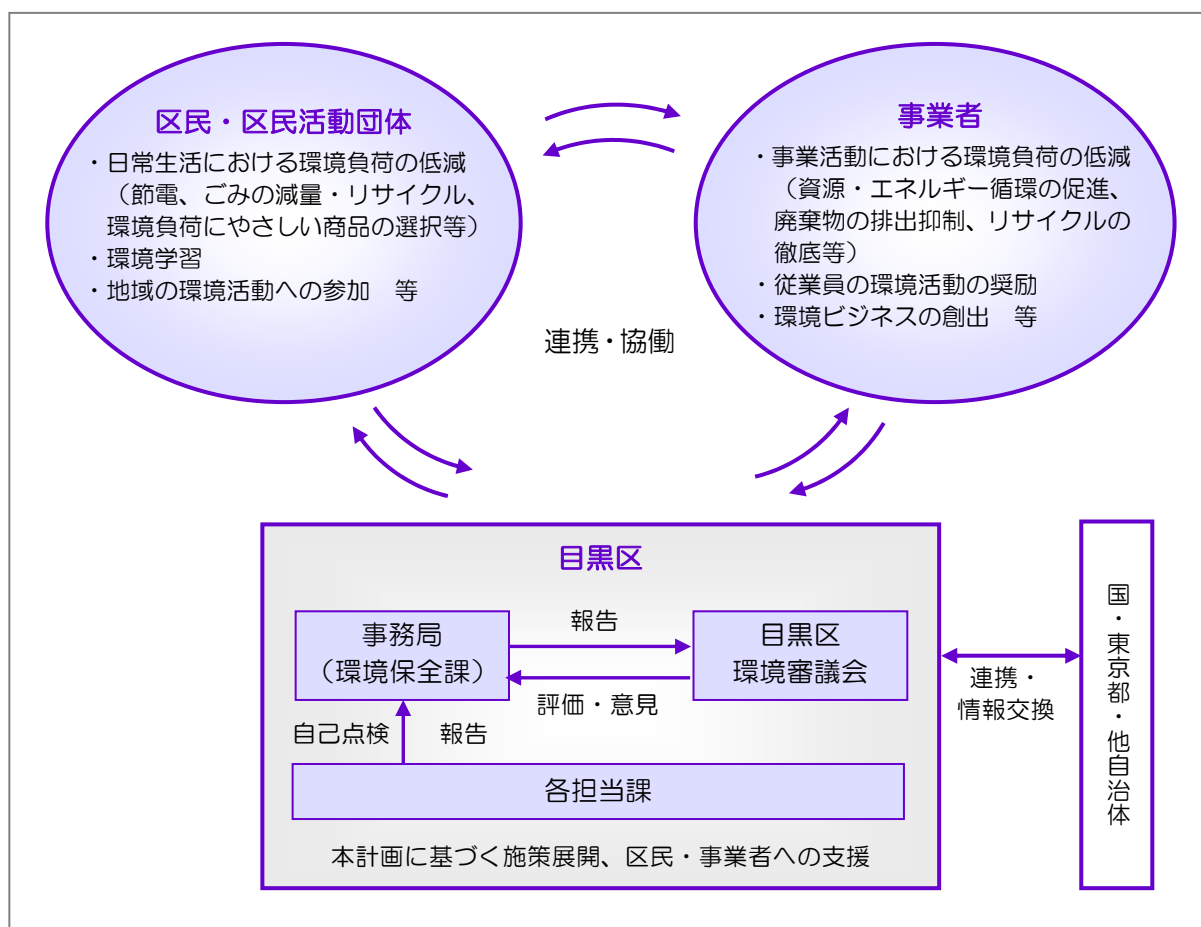


5.3 進捗状況の公表

計画に基づく施策の進捗状況は、毎年、施策の実施状況とその評価を環境報告書としてとりまとめ、公表してきました。今後も環境保全施策について区の考え方を具体的に示し、区民や事業者が自覚を持って環境問題に取り組めるよう、わかりやすく親しみの持てる環境報告書を作成します。

また、環境報告書のほかにも、区ホームページをはじめとした様々な広報媒体を活用し、迅速な情報提供を行います。

5.4 計画の推進体制





目黒区総合庁舎屋上庭園「目黒十五庭」

參考資料

指標の体系

以下に、3つの基本目標ごとに指標体系を示します。

指標体系は、現段階で行政が把握している指標を中心に示しますが、今後、新たにアンケート調査等のデータを把握し、指標として活用することが望まれるものも含んでいます。

計画の進行管理を進める中で、新たな指標の設定や計測方法の改善等を行い、よりの確に点検・評価できる指標体系を確立していくこととします。

基本目標1 良好な生活環境を守りはぐくむ

基本方針 1-1 きれいな空気と水辺のあるまちで暮らす

環境指標	現状 (H22 年度)	目標 (H33 年度)
環境基準達成率（大気・水質・騒音等） ^{*1}		
・大気環境：沿道の窒素酸化物濃度測定結果	—	全地点達成
・水環境：目黒川の水質測定値	—	全月達成
・騒音：沿道の交通騒音測定結果（常時監視）	—	全6地点(昼間・夜間)で、 区の目標を達成
区民満足度 ^{*2} （環境に関するアンケートの新規項目）		
(例) 空気のきれいさ（排気ガス、悪臭等）	—	平成24年度実績+10%
川のきれいさ（水質）、水辺の親しみやすさ	—	平成24年度実績+10%
まちの静けさ（騒音、振動等）	—	平成24年度実績+10%

^{*1} 各項目の評価は単年度で行う

^{*2} 満足度調査で「満足」、「やや満足」と回答した区民の割合

取組指標（例）	目指す方向
●工場等への指導件数（工場認可申請件数等）	—
●雨水流出抑制設備の設置数（透水性舗装、雨水浸透ます等）	増加
●公害苦情件数	減少
●各種講座・イベントの開催数・参加者数（目黒川クリーンアップ大作戦等）	増加

基本方針 1-2 みどりあふれるまちで暮らす

環境指標	現状 (H22 年度)	目標 (H33 年度)
みどりの量を把握する指標		
・緑被率 ^{*1}	17.1% ^{*2}	平成 27 年度までに 20% ^{*3}
・公園・ひろば等の面積	49.01ha ^{*4}	52ha
みどりの質（生物の豊かさ）を把握する指標		
・タンポポ、ツバメ等の指標在来生物種の分布率 ^{*5}	37% ^{*6}	50%
みどりの質（効用や人との関わり）を把握する指標		
・公園等で活動を行う登録団体数	91 団体	100 団体
区民満足度（環境に関するアンケートの新規項目）		
（例）自然やみどりの豊かさ	—	平成 24 年度実績+10%
生きもの（野鳥、昆虫、魚等）とのふれあい	—	平成 24 年度実績+10%
身近なみどりの量や質	—	平成 24 年度実績+10%
公園や広場の環境、利用しやすさ	—	平成 24 年度実績+10%

*1 緑被率は、毎年度数値を把握することは困難ではありますが、区内のみどりの量を把握する上で重要な指標であるため、「緑の実態調査」の実施時に実態を把握することとします。

*2 平成 15 年度の値

*3 「目黒区みどりの基本計画」の計画期間が平成 27 年度までであることから、同計画の改定に合わせて目標の見直しを行います。

*4 平成 23 年 4 月 1 日現在

*5 区内の番地（約 2,200 区画）のうち、指定在来生物種が確認された（報告のあった）割合

*6 2000～2011 年までの累計

取組指標（例）	目指す方向
●一人当たりの公園面積	増加
●接道部緑化延長（緑化計画の累計値）	増加
●みどりのネットワーク（歩道緑地帯（区道のみ）及び緑道の延長）	増加
●環境保全林、保存樹木、保存樹林、保存生垣の指定件数	増加
●緑化計画の協議件数	増加
●みどりのまちなみ助成面積（接道、屋上、壁面）	増加
●落ち葉ンク設置数	増加
●区民植樹用苗木の配布本数	増加
●野鳥の年間確認種数	維持
●ビオトープの活動施設数	増加
●区民参加型いきもの調査実施回数・参加人数 （いきもの発見隊、巣箱モニター、自然通信員）	増加
●各種講座・イベントの開催数・参加者数 （自然クラブ、花とみどり人講座、エコ園芸生活講座等）	増加

基本方針 1-3 安らぎのあるまちをつくる

環境指標	現状 (H22 年度)	目標 (H33 年度)
区民満足度（環境に関するアンケートの新規項目）		
（例）まちの清潔さやきれいさ （たばこや缶のポイ捨てなどが無い）	—	平成 24 年度実績＋10%
景色や街並みの美しさ	—	平成 24 年度実績＋10%

取組指標（例）	目指す方向
●中目黒スーパーズ、権之助・大鳥スーパーズの活動団体数	増加
●落書き消去活動支援数（個人及び団体）	増加
●ふん尿等に関する苦情件数	減少
●違法屋外広告物除去件数	減少
●景観重要建造物及び樹木の指定件数	増加
●各種講座・イベントの開催数・参加者数 （犬の飼い方セミナー、放置自転車クリーンキャンペーン、 区内文化財めぐり等）	増加

基本目標 2 ライフスタイルの転換で環境を守りはぐくむ

基本方針 2-1 ものを大切にする地域社会をめざす

環境指標	現状 (H22 年度)	目標 (H33 年度)
ごみ量 ＝区が収集したごみ(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ)		
・総排出量	54,480t	42,163t*
・排出ごみ量の削減率(平成 17 年度比)	16.0%	平成 28 年度までに 35%*
リサイクル率	27.9%	平成 28 年度までに 40%*

* 「目黒区一般廃棄物処理基本計画」の計画期間が平成 28 年度までであることから、同計画の改定に合わせて目標値の見直しを行います。

取組指標(例)	目指す方向
●資源回収量(古紙、びん缶ペットボトル等)	増加
●区民一人当たりのごみ量	減少
●区民一人当たりの資源量	増加
●マイバッグ持参率(環境に関するアンケートの新規項目)	増加
●ふれあい調査・指導報告数(小学校等における環境学習会等)	増加(維持)

基本方針 2-2 地球にやさしい地域社会をつくる

環境指標	現状 (H22 年度)	目標 (H33 年度)
温室効果ガス排出量(平成 16 年度比)	1,221 千 t-CO ₂ eq ^{*1} +3.3%	1,101 千 t-CO ₂ eq ^{*2} 平成 24 年度までに -5%以上 ^{*2}

*1 平成 20 年度の数値

*2 「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」の計画期間が平成 24 年度までであることから、今後の国のエネルギー計画の動向を見ながら、同計画の改定に合わせて目標値の見直しを行います。

取組指標(例)	目指す方向
●太陽光発電システム等の助成件数 (太陽光発電システム、CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器、 潜熱回収型給湯器)	増加
●公共施設への再生可能エネルギー設備等導入件数	増加
●省エネナビモニター事業(モニター世帯数)	増加
●エコドライブ教習会開催数、参加人数	増加
●駐輪場の整備(箇所数、台数)	増加
●保水性舗装・遮熱性舗装の整備面積	増加
●屋上緑化助成面積(屋上、壁面)	増加

基本目標 3 環境を守りはぐくむ人づくり

基本方針 3-1 人を育てて行動を促す

環境指標	現状 (H22 年度)	目標 (H33 年度)
環境推進員養成講座修了者数	63 人	263 人
環境保全活動参加経験率（アンケート新規項目）		
・打ち水、まちの清掃活動等	—	平成 24 年度実績＋10%
区民満足度（環境に関するアンケートの結果）		
（例）区からの環境に関する情報の提供	—	平成 24 年度実績＋10%
エコプラザで実施する講座の満足度	—	80%

取組指標（例）	目指す方向
●環境ナビゲーター等の派遣回数	増加
●エコプラザにおける環境学習の講座・講習会の開催数、参加者数	増加
●環境にやさしいイベント支援団体数	増加
●各種講座・イベントの開催数、参加者数 （環境講演会、消費生活展、社会生活講座等）	増加（維持）
●区ホームページ（もっと知りたい環境のこと）アクセス数	増加
●エコプラザの利用登録者数、活動室利用回数	増加
●めぐろグリーンアクションプログラム認定数（家庭版、事業所版）	増加

基本方針 3-2 人のつながりを育てる

環境指標	現状 (H22 年度)	目標 (H33 年度)
目黒区立エコプラザ登録団体数	8 団体	38 団体（3 団体/年）
環境配慮活動団体への助成件数 （エコライフめぐろ推進協会の助成制度）	—	100 件（10 件/年）
環境配慮活動団体交流会への参加人数	59 人	100 人

取組指標（例）	目指す方向
●エコプラザによる地域・学校・企業との連携 （小学校その他出前講座、視察見学の受け入れ、 ボランティア・職場体験受け入れ、行政との協働・参加等）	増加

附属資料

答申にあたって	80
目黒区環境審議会委員名簿	81
目黒区環境審議会検討経過	84
目黒区環境基本条例	85

答申にあたって

目黒区環境審議会は、平成22年10月に区長から、区の環境行政を取り巻く状況の変化や新たな環境対策に対応するため、「目黒区環境基本計画改定について」の諮問を受け、検討作業を進めてきました。

平成14年7月に策定された目黒区環境基本計画は、策定から既に9年6ヶ月が経過しています。この間、環境行政を取り巻く社会経済状況は大きく変化しました。

例えば、国は、温室効果ガス削減の取り組みを一層強化するため、「エネルギー使用の合理化に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を行っています。

また、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めた「生物多様性基本法」が制定され、残されたみどりを守り、新たに育て、未来へと伝えることのできる自然環境の保全・創出及び生物多様性の保全・創出に対する取り組みの強化も求められています。

一方、本年3月の東日本大震災の発生により安全安心への区民の関心が高まるとともに、節電や再生可能エネルギー対策などの環境負荷の低減への取り組みが必要とされています。

こうした状況を踏まえ、目黒区環境基本計画改定にあたっては、環境基本条例の基本理念の実現に努めるとともに、より効果的な環境保全施策を総合的かつ計画的に推進できるよう配慮していくことが必要となります。目黒区が掲げる環境像「地域と地球の環境を守りはぐくむまち」を目指し、今まで以上に区民、地域、事業者、行政の連携・協力を図り、環境への負荷の少ない社会の構築に向けた取り組みを充実し、地域から発信することが重要な課題となっています。本環境審議会では、本年7月、審議の状況を「中間のまとめ」として公表し、区民の皆様から寄せられたご意見を参考にしながら、修正・再検討作業を進め、今後の計画改定の方向性について基本的な考え方をまとめた本答申の策定に至りました。

計画の改定に当たり、区民、事業者、区の協働による取り組みがより推進され、社会状況の変化、新たな環境問題などに柔軟に対応できる計画となることを要望いたします。

平成23年11月

目黒区環境審議会会長 梶 田 真

目黒区環境審議会委員名簿

(1) 環境審議会

目黒区環境審議会委員名簿（平成23年6月30日まで）

		氏 名	所属団体等
学識経験者	1	◎廣野 喜幸	東京大学准教授
	2	○早野 木の美	関東学院大学非常勤講師
	3	梶田 真	東京大学准教授
区議会議員	4	田島 けんじ	目黒区議会議員（平成23年5月19日まで）
		いその 弘三	目黒区議会議員（平成23年5月20日から）
	5	青木 早苗	目黒区議会議員（平成23年5月19日まで）
		関 けんいち	目黒区議会議員（平成23年5月20日から）
	6	岩崎 ふみひろ	目黒区議会議員（平成23年5月19日まで）
		鴨志田 リエ	目黒区議会議員（平成23年5月20日から）
	7	梅原 たつろう	目黒区議会議員（平成23年5月19日まで）
		森 美彦	目黒区議会議員（平成23年5月20日から）
区民団体	8	鈴木 喜一	住区住民会議連絡協議会（五本木住区住民会議会長）
	9	河端 新一郎	町会連合会（常任理事）
	10	青木 千代子	環境団体（清掃協力会副会長）
	11	田口 三千代	消費者団体（目黒区消費者グループ連絡会運営委員）
	12	降旗 淳平	小学校 PTA 連合会（書記）
	13	山北 裕子	中学校 PTA 連合会（会計）
事業者団体	14	野口 哲三	東京商工会議所目黒支部（工業分科会副分科会長）
	15	杉浦 俊忍	目黒区産業連合会（理事）
	16	一箭 幸二郎	目黒区商店街連合会（会長）
公募委員	17	長谷川 孝仁	東部地区
	18	有田 俱通	中央地区
	19	岡 友紀	中央地区
	20	殿岡 高廣	南部地区
	21	小見 裕子	南部地区

◎会長 ○副会長

目黒区環境審議会委員名簿（平成23年7月1日から）

		氏 名	所属団体等
学識経験者	1	◎梶田 真	東京大学准教授
	2	○早野 木の美	関東学院大学非常勤講師
	3	倉田 博史	東京大学准教授
区議会議員	4	いその 弘三	目黒区議会議員
	5	関 けんいち	目黒区議会議員
	6	鴨志田 リエ	目黒区議会議員
	7	森 美彦	目黒区議会議員
区民団体	8	山田 信夫	住区住民会議連絡協議会（碑住区住民会議会長）
	9	篠田 暢彦	町会連合会（常任理事）
	10	高林 すみ子	環境団体（清掃協力会常任理事）
	11	清水 洋子	消費者団体（目黒区消費者グループ連絡会副代表）
	12	川北 雅夫	小学校 PTA 連合会（書記）
	13	山北 裕子	中学校 PTA 連合会（庶務）
事業者団体	14	横山 武	東京商工会議所目黒支部（工業分科会副分科会長）
	15	團村 守男	目黒区産業連合会（会長）
	16	上原 晃道	目黒区商店街連合会（会長）
公募委員	17	朝日 双葉	東部地区
	18	齋藤 元	東部地区
	19	北村 清美	中央地区
	20	石田 明子	中央地区
	21	中西 克爾	南部地区

◎会長 ○副会長

(2) 専門委員会

目黒区環境審議会専門委員会委員名簿

		氏 名	所属団体における役職、資格等
(学識経験者) 環境審議会委員	1	◎廣野 喜幸	東京大学准教授（平成 23 年 6 月 30 日まで）
		倉田 博史	東京大学准教授（平成 23 年 7 月 1 日から）
	2	○早野 木の美	関東学院大学非常勤講師
	3	◎梶田 真	東京大学准教授（委員長は平成 23 年 7 月 1 日から）
専門知識を持っている または、区内で実際に 活動している方	4	丸山 真人	東京大学教授
	5	斎藤 槇	ASU International 社代表 社会責任コンサルタント
	6	西村 康樹	自由が丘商店街振興組合 出版企画事業部長

◎委員長 ○副委員長

目黒区環境審議会検討経過

	開催年月日	審議内容
平成 22 年度 第 3 回環境審議会	平成 22 年 11 月 29 日（月）	諮問 環境基本計画の改定について
第 1 回専門委員会	平成 23 年 2 月 16 日（水）	環境基本計画の改定について 進め方、環境指標の評価
第 4 回環境審議会	3 月 9 日（水）	環境基本計画改定について
第 3 回専門委員会	4 月 4 日（月）	環境基本計画の改定について 基本的事項の確認、進め方 重点プロジェクト
第 3 回専門委員会	4 月 14 日（木）	風の道勉強会
第 4 回専門委員会	4 月 26 日（火）	環境基本計画の改定について スケジュール 重点プロジェクト 施策の検討課題
第 5 回専門委員会	5 月 26 日（木）	環境基本計画の改定について 重点プロジェクト 計画の体系
平成 23 年度 第 1 回環境審議会	5 月 31 日（火）	環境基本計画の改定について 中間のまとめ
第 6 回専門委員会	6 月 17 日（金）	環境基本計画の改定について 中間のまとめ
第 2 回環境審議会	6 月 28 日（火）	環境基本計画の改定について 中間のまとめ
第 3 回環境審議会	8 月 30 日（火）	環境基本計画の改定について 中間まとめに係る意見等について
第 7 回専門委員会	9 月 13 日（火）	環境基本計画の改定について 中間まとめに係る意見等について 新体系に基づく主な施策と指標について
第 8 回専門委員会	10 月 5 日（水）	環境基本計画の改定について 答申案について
第 4 回環境審議会	10 月 21 日（金）	環境基本計画の改定について 答申案について
11 月 7 日（月） 区長へ答申		

平成 12 年 12 月

目黒区条例第 68 号

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、目黒区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務及び協働について明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民が環境と共生し、健康で快適かつ安全な生活を営むことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全を図る上で支障を来す原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

- 第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の区民が健康で快適かつ安全な生活を営むことができるよう、良好な環境を確保し、継承していくことを基本として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
 - 3 環境の保全は、区、区民及び事業者のあらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

（区の責務）

第 4 条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止
- (2) 循環型社会の形成の推進
- (3) 緑、水、生き物等からなる自然環境の保全

- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5) まちの美化及び良好な景観の保全
- (6) 地球環境の保全
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事項

（区民の責務）

第 5 条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の保全を図るなど、環境の保全に取り組む責務を有する。

- 2 区民は、地域における環境の保全に努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害の防止
 - (2) 事業活動に係る製品等の企画及び開発に際しての、当該製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業活動に起因する環境への負荷の低減
- 2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供を行うとともに、環境への負荷に関する情報の提供の求めに応ずるように努めるものとする。
 - 3 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（区、区民及び事業者の協働）

第 7 条 区、区民及び事業者は、自らの責務を果たすとともに、協働して環境の保全に努めるものとする。

（環境基本計画）

第 8 条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する目標、施策の方向、行動の指針その他環境の保全に関する重要事項について定めるものとする。

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ目黒区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるように必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境報告書）

第 9 条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境報告書を毎年作成し、公表するものとする。

（施策の推進のための措置）

第 10 条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（区民等の意見の反映）

第 11 条 区は、環境の保全に関する施策に区民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

（環境の管理及びその評価）

第 12 条 区及び事業者は、自らの行為に起因する環境への負荷の低減を図るため、環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び推進体制の整備等を行うとともに、その評価を行うように努めるものとする。

（誘導的措置）

第 13 条 区は、区民及び事業者が、自らの行為に起因する環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境への負荷の低減に関する措置を適切にとることができるよう誘導に努めるものとする。

（廃棄物の減量等の促進）

第 14 条 区は、環境への負荷の低減を図るため、区民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の促進について必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

（環境情報の提供）

第 15 条 区は、環境の保全に関する情報を適切に区民及び事業者に提供するように努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第 16 条 区は、区民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

（区民等の自発的な活動の促進）

第 17 条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第 18 条 区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するために必要な情報の収集及び調査研究に努めるものとする。

（監視及び測定等）

第 19 条 区は、公害の状況等環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

（地球環境の保全の推進）

第 20 条 区は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

（国、東京都等との協力）

第 21 条 区は、環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策等について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（目黒区環境審議会）

第 22 条 区における環境の保全に関して必要な事項を調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、区長の付属機関として、目黒区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、区長が委嘱する委員 21 人以内をもって組織する。

5 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

目黒区環境基本計画

平成 24 年 3 月発行
発 行 目黒区
編 集 目黒区環境清掃部環境保全課
東京都目黒区上目黒 2 丁目 19 番 15 号
電話 03-3715-1111（代表）
編集協力 株式会社ブレック研究所

主要印刷物番号

2 3 - 4 3 号



地域と地球の環境を守りはぐくむまち
-めぐろからの挑戦-

